

# 福井県報

号外第15号  
平成30年  
3月22日(木)  
火・金曜日 発行  
1月1,800円郵送料共

## 目次

- 規則 (※は、県例規集登載事項)
- ※特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(一・税務課)……………
  - ※福井県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則を廃止する規則(二・長寿福祉課)……………
  - ※土地改良法施行細則の一部を改正する規則(三・農村振興課)……………
  - ※福井県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則(四・同)……………
  - 公安委員会規則
  - ※福井県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則(三・組織犯罪対策課)……………

## 規則

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年三月二十二日

福井県知事 西川 一誠

### 福井県規則第一号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例施行規則(昭和四十四年福井県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号および第二号イ中「集積区域内対象施設」を「促進区域内対象施設」に改める。

様式第一号備考4(1)中「電気供給業」を「電気供給業(電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を除く。)」に改める。

様式第二号中「企業立地法」を「地域未来投資促進法」に改め、同様式備考5(7)中「企業立地計画」を「地域経済牽引事業計画」に改める。

### 附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 改正前の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

福井県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則を廃止する規則を公布する。

平成三十年三月二十二日

福井県知事 西川 一誠

### 福井県規則第二号

福井県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則を廃止する規則

福井県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則(平成十四年福井県規則第六十一号)は、廃止する。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

土地改良法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年三月二十二日

福井県知事 西川 一誠

### 福井県規則第三号

土地改良法施行細則の一部を改正する規則

土地改良法施行細則(昭和四十四年福井県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

様式目次の表様式第十七号の項を次のように改める。

様式第十七号 削除

様式第十七号を次のように改める。

様式第十七号 削除

様式第一七号 削除

様式第二十六号中「清算法又は」を「清算法人の」に改める。

様式第二十九号中

「(以下15人以上連署のこと。)」を「(申請人が2人以上あるときは、これらの者が連署すること。)」に改める。

様式第四十二号中「第113条の2第1項」を「第113条の3第1項」に改める。

### 附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の土地改良法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

福井県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年三月二十二日

福井県知事 西川 一誠

### 福井県規則第四号

福井県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

福井県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則(昭和三十三年福井県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福井県営土地改良事業等分担金等徴収条例施行規則

第一条中「福井県営土地改良事業等分担金徴収条例」を「福井県営土地改良事業等分担金等徴収条例」に改める。

第六条中「第六条第一項および第二項」を「第六条第一項および第七條第一項」に改める。

第七条中「第六条第四項」を「第六条第三項および第七條第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

## (特別徴収金の決定通知)

第八条 知事は、条例第七条第一項または第二項の規定により徴収する特別徴収金の額を定めるときは、その額を通知書(別記様式第五号による。)により特別徴収金の徴収を受ける者に通知するものとする。  
様式第一号から様式第四号までを次のように改める。

様式第一号(第3条関係)

第 号  
年 月 日

様

福井県知事

印

年度県営土地改良事業等事業費および分担金決定(増減額)通知書

このことについて、下記のとおり決定(増減)したので、福井県営土地改良事業等分担金等徴収条例施行規則第3条第1項の規定により通知します。

## 記

- 1 事業名(地区名)
- 2 事業費
- 3 分担金の額

## (備考)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福井県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行または手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として、提起しなければなりません。この場合において、福井県を代表する者は福井県知事となります。

様式第2号 (第3条関係)

年 月 日

福井県知事 様

分担金納付者  
氏名 印

分 担 金 納 入 計 画 書

年 月 日 付 第 号 を も つ て 通 知 の あ つ た 年 度 県 営 土 地 改 良 事 業 等 分 担 金 に つ い て 、 そ の 納 入 計 画 を 、 福 井 県 営 土 地 改 良 事 業 等 分 担 金 等 徴 収 条 例 施 行 規 則 第 3 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 提 出 し ま す 。

記

1 事業名(地区名)

2 事業費

3 分担金

納 入 の 時 期	金 額 (円)	財 源 内 訳 (円)			附 記
		特 別 賦 課 金	借 入 金	そ の 他	

様式第3号 (第5条関係)

年 月 日

福井県知事 様

分担金納付者  
氏名 印

分 担 金 減 免 申 請 書

年 度 県 営 土 地 改 良 事 業 等 分 担 金 の 減 額 (免 除) を 受 け た い の で 、 福 井 県 営 土 地 改 良 事 業 等 分 担 金 等 徴 収 条 例 施 行 規 則 第 5 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 申 請 し ま す 。

記

1 事業名(地区名)

2 分担金の額

3 減免を受けようとする額

4 減免の事由

様式第4号 (第5条関係)

年 月 日

福井県知事 様

分担金納付者  
氏名 印

分 担 金 徴 収 猶 子 申 請 書

年度県営土地改良事業等分担金の徴収猶子を受けたいので、福井県営土地改良事業  
等分担金等徴収条例施行規則第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 事業名(地区名)
- 2 分担金の額
- 3 猶子金額
- 4 猶子期間
- 5 猶子の事由

様式第四号の次に次の一様式を加える。

様式第5号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

福井県知事

印

県営土地改良事業特別徴収金決定通知書

このことについて、下記のとおり決定したので、福井県営土地改良事業等分担金等徴収  
条例施行規則第8条の規定により通知します。

記

- 1 事業名(地区名)
- 2 特別徴収金に係る農地の所在地および面積
- 3 特別徴収金の額

(備考)

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30  
日以内に、福井県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か  
月以内に、福井県を被告として提起しなければなりません。この場合において、福井県  
を代表する者は福井県知事となります。
- 3 1の審査請求をした場合のこの処分の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に  
対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければな  
らないこととされています。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 (様式に関する経過措置)  
改正前の福井県営土地改良事業等分担金  
徴収条例施行規則に定める様式による用紙  
は、当分の間、所要の調整をして使用する  
ことができる。

## 公安委員会規則

福井県暴力団排除条例施行規則の一部を改  
正する規則を公布する。

平成三十年三月二十二日

福井県公安委員会

委員長 有馬 義一

福井県公安委員会規則第三号

福井県暴力団排除条例施行規則の一部  
を改正する規則

福井県暴力団排除条例施行規則(平成二十  
二年福井県公安委員会規則第五号)の一部を  
次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(中止命令の方法)

第二条の二 条例第十三条の二の規定による  
命令は、中止命令書(別記様式第一号)に  
より行うものとする。

第三条第一号および第二号を次のように改  
める。

一 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十  
一号)第二条第三項に規定するガス小売  
事業者であつて、かつ、同条第六項に規  
定する一般ガス導管事業者である者(地  
方公共団体を除く。)

二 電気事業法(昭和三十九年法律第七  
十号)第二条第一項第十五号に規定する  
発電事業者のうち、その事業の用に供す  
る発電用の電気工作物の出力の合計が二  
百万キロワット以上のもの

第四条第一項中「第二十四条」を「第二十  
四条第一項または第二項」に、「別記様式第  
一号」を「別記様式第一号の二」に改め、同  
条第三項および第四項中「第二十四条」を「  
第二十四条第一項または第二項」に改める。  
第五条第二項中「第二十四条」を「第二十

四条第一項または第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(立入検査)

第五条の二 条例第二十四条第二項の規定による立入検査は、次の各号のいずれかに掲げる場合であつて、同項の規定による説明または資料の提出によつてはその目的を達することができないときに行うものとする。

一 条例第十三条第二項の規定に違反する行為が行われていると認める場合であつて、当該違反行為に係る事実を確認することが必要であるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、特に立入検査を行う必要があると認められるとき。

2 条例第二十四条第三項の証明書の様式は、別記様式第四号の二のとおりとする。

第十条第一項中「第二十四条」を「第二十条第一項または第二項」に改める。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第一号(第2条の2関係)

中止命令書  
第 年 月 日  
様  
福井県公安委員会 印

命令を受ける者	本(国)籍	
	住所	
氏名	氏名	
	生年月日	
命令に係る暴力団事務所の所在地		

上記の者に対し、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第13条の2の規定により、次のとおり命令します。

命令の内容	
-------	--

命令をする理由	
---------	--

- この処分が有効である場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、福井県公安委員会に対して審判請求をすることができます(但し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると審判請求をすることができなくなります)。
- この処分が有効でない場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内、福井県を被告として提訴することができます。この場合において、福井県を代表する者は福井県公安委員会となります(但し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分が有効な訴訟を提起することができなくなります)。
- 1の審判請求をした場合のこの処分の取消しの期日は、21ヵ月をわらず、その審判請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内、提訴することができます(但し、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、この裁決の日から起算して1年を経過すると処分が有効な訴訟を提起することができなくなります)。

別記様式第一号の次に次の一様式を加える。

別記様式第1号の2 (第4条関係)

(表)

説明・資料提出要求書	
第 年 月 日	第 1 項 第 2 項 の規定により、 福井県暴カ団排除条例(平成 22 年福井県条例第 31 号)第 24 条 第 2 項 の規定により、 次のとおり説明または資料の提出を求めます。
様	福井県公安委員会 印
説明または資料の提出を求める理由	
説明または資料の提出期限	年 月 日まで
説明または提出資料の内容	
備考	
説明または資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりにです。	

- 注
- 1 口頭による説明を求める場合は、備考欄にその旨ならびに出頭すべき日時および場所を記載すること。
  - 2 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
  - 3 不要の文字は、二重線で消去すること。

(裏)

説明または資料の提出に際しての注意事項

- 1 福井県暴カ団排除条例第 24 条第 1 項の規定により、説明または資料の提出を求められた場合で、正当な理由がなく説明または資料の提出を拒んだときは、福井県暴カ団排除条例第 26 条第 1 項の規定により、その旨を公表することがあります。  
また、福井県暴カ団排除条例第 24 条第 2 項の規定により、説明または資料の提出を求められた場合で、あなたが説明をせず、もしくは虚偽の資料を提出したときは、福井県暴カ団排除条例第 29 条第 2 項の規定により、20 万円以下の罰金に処されることがあるほか、調査の目的が十分に達成できない場合には、立入検査を実施することがあります。
- 2 説明・資料提出書(別記様式第 2 号)には、この説明・資料提出要求書の番号および日付、あなたの住所および氏名ならびに説明または提出資料の内容を記載して提出してください。
- なお、口頭による説明を求められた場合で資料の提出を行わないときは、説明・資料提出書(別記様式第 2 号)の提出は必要ありません。
- 3 提出期限までに説明・資料提出書(別記様式第 2 号)の提出がないとき(口頭による説明の場合は、出頭すべき期日に出席しないとき)は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、説明日時等変更申出書(別記様式第 3 号)により、説明の日時または場所の変更を申し出ることができます。
- 5 説明または資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、この説明・資料提出要求書の番号および日付、代理人の住所および氏名ならびに当該代理人に説明または資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書(別記様式第 10 号)を提出してください。
- 6 あなたまたはあなたの代理人が、口頭による説明期日に出席する場合は、この説明・資料提出要求書を持参してください。

別記様式第4号の2（第5条の2関係）

（表）

写 真	身 分 証 明 書	第 号	
上記の者は、福井県暴力団排除条例第24条第2項の規定による 立入検査に従事する警察職員であることを証明する。			
年 月 日	福井県公安委員会	印	
85.6		54.0	

（裏）

福井県暴力団排除条例（抜粋）

（調査および立入り）

第24条（略）

2 公安委員会は、第13条第2項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、暴力団員その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明もしくは資料の提出を求め、または警察職員に居住地域等内の建物に立ち入り、物件を検査させ、もしくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第29条（略）

2 第24条第2項の規定に違反して説明をせず、もしくは資料を提出せず、もしくは前項の説明もしくは資料の提出について虚偽の説明をし、もしくは虚偽の資料を提出し、または前項の規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは前項の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

注 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

平成三十年三月二十二日印刷  
平成三十年三月二十二日発行

刷

発行人 千九一〇一八五八〇  
印刷人 千九一〇一〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県  
福井県福井市手寄二丁目十五一二十七 株式会社印刷所

☎077-333-1111番